

様式 B

特定工場新設（変更）届出及び実施制限期間の短縮申請書（一般用）

年 月 日

壬生町長 殿

届出者 壬生町〇〇町〇〇一〇〇
〇〇 株式会社
代表取締役 〇〇 〇〇

(担当者) 〇〇 〇〇 電話 1234(56)7890

工場立地法第6条第1項（第7条第1項、第8条第1項、工場立地の調査等に関する法律の一部を改正する法律（昭和48年法律第108号。以下「一部改正法」という。）附則第3条第1項）の規定により、特定工場の新設（変更）について、次のとおり届け出るとともに工場立地法第11条第1項の期間の短縮方を申請します。

1	特定工場の設置の場所	住所及び工場名を記入	
2	特定工場における製品（加工修理業に属するものにあつては加工修理の内容、電気供給業、ガス供給業又は熱供給業に属するものにあつては特定工場の種類）	製品及び日本標準産業分類の4ケタの分類コードを記入	
3	特定工場の敷地面積	例) 10,000 m ²	
4	特定工場の建築面積	例) 2,000 m ²	
5	特定工場における生産施設の面積	別紙1のとおり	
6	特定工場における緑地及び環境施設の面積及び配置	別紙2のとおり	
7	工業団地の面積並びに工業団地共通施設の面積及び工業団地の環境施設の配置	別紙3のとおり	
8	隣接緑地等の面積及び配置並びに負担総額及び届出者が負担する費用	別紙4のとおり	
9	特定工場の新設（変更）のための工事の開始の予定日	造成工事等	例) 令和3年4月20日
		施設の設置工事	例) 令和3年5月25日
※整理番号		※備考	
※受理年月日			
※審査結果			

- 備考
- ※印の欄には、記載しないこと。
 - 6欄から8欄について、規則第4条に規定する緑地以外の環境施設以外の施設と重複する土地及び規則第3条に規定する建築物屋上等緑化施設はそれ以外の緑地と区別して記載すること。
 - 法第6条第1項の規定による新設の届出の場合は、1欄から9欄までのすべての欄（特定工場の設置の場所が工業団地に属しない場合は7欄を、工業集落地特例の適用を受けようとしなければ8欄を除く。）に記載すること。
 - 法第7条第1項又は一部改正法附則第3条第1項の規定による変更の届出の場合は、1欄から9欄までのすべての欄（特定工場の設置の場所が工業団地に属しない場合は7欄を、工業集落地特例の適用を受けようとしなければ8欄を除く。）に記載するとともに、2欄から6欄まで及び8欄のうち変更のある欄については、変更前及び変更後の内容を対照させること。
 - 法第8条第1項の規定による変更の届出の場合は、1欄及び9欄に記載するとともに、

2 欄から 6 欄まで及び 8 欄のうち変更のある欄については、変更前及び変更後の内容を対照させて記載すること。

6 9 欄については、埋立及び造成工事を行う場合にあっては造成工事等の欄に、生産施設、緑地等の施設の設置工事を行う場合にあっては施設の設置工事の欄に、それぞれ実施制限期間の短縮後の工事開始予定日を記載すること。

7 届出書及び別紙の用紙の大きさは、図面、表等やむを得ないものを除き、日本産業規格 A 4 とすること。

特定工場の新設（変更）の趣旨説明書

1. 会社概要

(フリガナ)
会社名
住所
郵便番号
工場名

資本金

- ・ 本社の住所、郵便番号を記入
- ・ 工場名は、新增設を行う工場を記入

設備投資予定額（百万円）

(内用地費)（百万円）

2. 新設（変更）の内容（各施設の単位を標準にして該当するものに○印をつけてください。）

敷地	新設	増設	撤去（全部、一部）	
生産施設	新設	増設（築）	改築（全部、一部）	撤去（全部、一部）
緑地	新設	増設	配置替え	撤去（全部、一部）
緑地以外の環境施設	新設	増設	配置替え	撤去（全部、一部）

3. 新設（変更）の趣旨説明

- ・ 趣旨説明は、できる限り詳細に記入願います。

- 備考
1. 趣旨説明については、届出理由及び生産施設、緑地、環境施設、製品名、敷地面積の項目ごとに分けて届出内容を簡単に記載すること。
 2. 標題のうち「新設（変更）」については届出に依りいずれか該当する文字を○で囲むこと。
 3. 工場案内等の会社概況説明書があれば添付して下さい。

別紙 1

特定工場における生産施設の面積

生産施設の名称	施設番号	面積 (㎡)	増減面積 (㎡)
例) 第1工場	セー1	1,000	
例) 第2工場	セー2	1,000	
生産施設の面積の合計		2,000 ㎡	

- 備考 1 施設番号欄には、セー1からはじまる一連番号を記載すること。ただし、法第8条第1項の規定による変更の届出の場合には、その変更に係る施設に対応する変更前の施設があるときは当該変更前の施設の届出済の番号を記載し、その変更に係る施設に対応する変更前の施設がないときは届出済の一連番号の次の番号を新たに設けてそれを記載すること。
- 2 法第7条第1項又は一部改正法附則第3条第1項の規定による変更の届出の場合、面積欄を変更前と変更後に区分し、変更前の欄には全部の施設的面積を記載するとともに、その変更に係る施設に対応する変更前の施設がないときは「なし」と記載し、変更後の欄にはその変更に係る施設の変更後の面積のみを記載すること。
- 3 法第8条第1項の規定による変更の届出の場合、面積欄を変更前と変更後に区分し、その変更に係る施設についてのみ記載し、その施設に対応する変更前の施設がないときは、変更前の欄には「なし」と記載すること。
- 4 増減面積欄には、法7条第1項、第8条第1項又は一部改正法附則第3条第1項の規定による変更の届出の場合のみ記載すること。この場合において、当該変更が面積の増加である場合は増加面積を表わす正の数字を、面積の減少である場合は減少面積を表わす負の数字を、面積の減少と増加を同時に行う場合は減少面積を表わす負の数字と増加面積を表わす正の数字の両方を記載すること。
- 5 生産施設の面積の合計の欄は、変更の届出の場合にあつては、変更前と変更後に区分し、それぞれの欄に当該特定工場における全生産施設の面積の合計を記載すること。

別紙 2

特定工場における緑地及び環境施設の面積及び配置

1 緑地及び環境施設の面積

緑地（様式第1又は第2備考2で区別することとされた緑地を除く。）の名称	施設番号	面積（㎡）
<ul style="list-style-type: none"> ・緑地の名称は、緑地の種類と設置場所を区画ごとにわかりやすく記入 ・種類例：樹林地、低木地、芝生等 ・設置場所例：工場敷地東側周辺部等 	リー1 ・ ・ ・	1,000
緑地面積（様式Bで区別することとされた緑地を除く。）の合計		1,000㎡
様式Bで区別することとされた緑地の名称	施設番号	面積（㎡）
<ul style="list-style-type: none"> ・環境施設以外の施設と重複する緑地を記入 例：屋上緑化、駐車場緑化 	リー2 ・	1,000
様式Bで区別することとされた緑地の面積の合計		1,000㎡
緑地面積の合計		2,000㎡
緑地以外の環境施設の名称	施設番号	面積（㎡）
<ul style="list-style-type: none"> ・噴水、テニスコート等詳細に記入 	カー1 ・	1,000
緑地以外の環境施設的面積の合計		1,000㎡
環境施設的面積の合計		3,000㎡

2 環境施設の配置

敷地の周辺部に配置する環境施設の各施設の番号	
敷地の周辺部に配置する環境施設的面積の合計	㎡
配置について勘案した周辺の地域の土地利用の状況などとの関係	

備考 1 緑地の名称の欄には、区画毎に緑地の種類及びその設置の場所を記載すること。
 2 その他は、別紙1の備考1から3まで及び5と同様とすること。この場合において、「セー1」とあるのは、緑地（様式第1又は第2備考2で区別することとされた緑地を除く。）にあつては「リー1」と、様式第1又は第2備考2で区別することとされた緑地にあつては「ジー1」と、緑地以外の環境施設にあつては「カー1」と読み替えるものとする。

工業団地の面積並びに工業団地共通施設の面積及び配置

工業団地の名称				
工業団地の所在地				
工業団地の面積				m ²
工業団地内の全工場又は全事業場の敷地面積の合計				m ²
工業団地共通施設の面積の合計				m ²
うち緑地（様式第1又は第2備考2で区別することとされた緑地を除く。）	面積	m ²		
うち様式第1又は第2備考2で区別することとされた緑地	面積	m ²		
うち緑地以外の環境施設面積	面積	m ²	種類	
その他の共通施設面積	面積	m ²	種類	
その他の施設面積	面積	m ²	種類	
工業団地等の配置に関する概略図その他の説明				

備考 1 その他の施設の面積の欄は、工業団地の面積から工業団地内の全工場又は全事業場の敷地面積の合計及び工業団地共通施設の面積の合計を減じた面積を記載すること。

隣接緑地等の面積及び配置並びに負担総額及び届出者が負担する費用

隣接緑地等の名称				
隣接緑地等の所在地				
隣接緑地等の面積の合計				m ²
うち緑地（様式第1又は第2備考2で区別することとされた緑地を除く。）	面積	m ²		
うち様式第1又は第2備考2で区別することとされた緑地	面積	m ²		
うち緑地以外の環境施設	面積	m ²		種類
事業者の負担する総額	設置費用	円		
	維持管理費用	円		
うち届出者の負担費用	設置費用	円		
	維持管理費用	円		
隣接緑地等の配置に関する概略図その他の説明				

- 備考 1 「事業者の負担する総額」の欄には、隣接緑地等の整備につき当該工業集落地に工場又は事業場を設置する事業者が負担する費用の総額について、設置費用、維持管理費用（毎年の維持管理費用に協定等による維持管理期間を乗じた金額）のそれぞれを記載すること。
- 2 「うち届出者の負担費用」の欄には、隣接緑地等の整備につき届出者が負担する費用について、設置費用、維持管理費用（毎年の維持管理費用に協定等による維持管理期間を乗じた金額）のそれぞれを記載すること。

特定工場における大気に係る汚染物質の最大排出予定量

ばい煙発生施設又は粉じん発生施設の名称	施設番号	排出ガス温度(℃)		排出ガス量(N m ³ /h)	汚染物質の排出予定量					
					いおう酸化物(N m ³ /h)	窒素酸化物(N m ³ /h)	ばいじん(kg/h)	その他の汚染物質		
			最大		()	()	()	()	()	()
			通常		()	()	()	()	()	()
			最大		()	()	()	()	()	()
			通常		()	()	()	()	()	()
			最大		()	()	()	()	()	()
			通常		()	()	()	()	()	()
			最大		()	()	()	()	()	()
			通常		()	()	()	()	()	()
			最大		()	()	()	()	()	()
			通常		()	()	()	()	()	()
工場合計			最大		()	()	()	()	()	()
工場合計			通常		()	()	()	()	()	()

- 備考 1 粉じんについては、粉じん発生施設ごとの排出ガス温度の欄、排出ガス量の欄及び汚染物質の排出予定量の欄には記載する必要はなく、工場合計の欄に当該特定工場の敷地の境界線における排出予定量及び濃度を記載すること。(濃度は()内に記載すること。)
- 2 粉じん以外の汚染物質については、各ばい煙発生施設の欄の()内には排出口におけるばい煙の濃度(乾きガス中の濃度とし、ばい煙処理施設がある場合は処理後の濃度)を記載し、工場合計の欄の()内には各ばい煙の濃度を加重平均した濃度を記載すること。
- 3 その他は、別紙1の備考1から3まで及び5と同様とする。この場合において、「セー1」とあるのは「ター1」と、「面積」とあるのは「排出ガス量又は汚染物質の排出予定量」と、「生産施設の面積の合計」とあるのは「工場合計」と、「全生産施設の面積の合計」とあるのは「全てのばい煙発生施設及び粉じん発生施設の排出ガス量及び汚染物質の排出予定量の合計」と読み替えるものとする。

特定工場における水質に係る汚染物質の最大排出予定量

汚水等排出施設又は排水口の名称		施設番号又は排水口番号	排水水の量 (m ³ /day)	汚 染 物 質 の 排 出 予 定 量					
				生物化学的酸素 要求量又は化学 的酸素要求量と して表示される 有機性物質 (kg/day)	浮遊物質 (kg/day)	ノルマルヘキ サン抽出物質 (kg/day)	そ の 他 の 汚 染 物 質		
汚 水 等 排 出 施 設			最大	()	()	()	()	()	()
			通常	()	()	()	()	()	()
			最大	()	()	()	()	()	()
			通常	()	()	()	()	()	()
			最大	()	()	()	()	()	()
			通常	()	()	()	()	()	()
排 水 口			最大	()	()	()	()	()	()
			通常	()	()	()	()	()	()
			最大	()	()	()	()	()	()
			通常	()	()	()	()	()	()
工 場 合 計			最大	()	()	()	()	()	()
			通常	()	()	()	()	()	()

- 備考 1 水素イオンについては汚水等排出施設及び排水口の欄にその濃度を、工場合計の欄には各排水口における濃度を加重平均した濃度を記載すること。
- 2 水素イオン以外の汚染物質については、各汚水等排出施設の欄の()内には汚水等排出施設から排出される排水中の汚染物質の濃度を、各排水口の欄の()内には排水口における排水中の汚染物質の濃度を、工場合計の欄の()内には排水口における排水中の各汚染物質の濃度を加重平均した濃度を記載すること。
- 3 その他は、別紙1の備考1から3まで及び5と同様とする。この場合において、「セー1」とあるのは、汚水等排出施設については「スー1」と、排水口については「ハー1」と、「面積」とあるのは「排水水の量又は汚染物質の排出予定量」と、「生産施設の面積の合計」とあるのは「工場合計」と、「全生産施設の面積の合計」とあるのは「全ての排出口の排水水の量及び汚染物質の排出予定量の合計」と読み替えるものとする。

燃料及び原材料の使用に関する計画

用途	種 類	燃料原料の別	年間総消費量	平均いおう含有率(%)	平均窒素含有率(%)
燃	石 炭 ・ コ ー ク ス		(10 ³ t)		
	原 油		(10 ³ kℓ)		
料	重油	いおう含有率 2%以上	(10 ³ kℓ)		
		いおう含有率 1.5%～2%未満	(10 ³ kℓ)		
		いおう含有率 1.0%～1.5%未満	(10 ³ kℓ)		
		いおう含有率 0.5%～1.0%未満	(10 ³ kℓ)		
		いおう含有率 0.5%未満	(10 ³ kℓ)		
・	灯 軽 油		(10 ³ kℓ)		
	ナ フ サ		(10 ³ kℓ)		
	L P G		(10 ³ t)		
	都 市 ガ ス		(10 ⁶ N m ³)		
	副 生 ガ ス ・ オ フ ガ ス		(10 ⁶ N m ³)		
	天 然 ガ ス		(10 ⁶ N m ³)		
	鉄 鋳 石		(10 ³ t)		
	そ の 他 ()				
	()				
	()				
原 料					
材 料					

- 備考 1 年間総消費量の欄には、4月から翌年3月までの消費量を記載すること。
- 2 同一物質を燃料及び原料に使用する場合には、燃料と原料とに区分してそれぞれ記載すること。
- 3 その他の欄及び材料の欄には、汚染物質の発生に影響のある燃料、原料及び材料について記載すること。
- 4 その他は、別紙1の備考2及び3と同様とする。この場合において、「面積」とあるのは、「年間総消費量、平均いおう含有率及び平均窒素含有率」と、「施設」とあるのは、「燃料、原料又は材料」と読み替えるものとする。

別紙 8

※該当がある工場が届出る時のみ記載する。

公害防止施設の設置その他の措置

公害防止施設の名称	施設番号	公害防止施設が設置されるばい煙発生施設、粉じん発生施設又は汚水等排出施設の施設番号	排出ガス量又は排水の量	処理される汚染物質の種類	処理能力	汚染物質の処理前の排出量及び濃度 (A)	汚染物質の処理後の排出量及び濃度 (B)	汚染物質の除去効率 [$\frac{A - B}{A}$]
()								
()								
()								
()								
()								
()								
()								
()								
()								
()								
()								
()								
その他の措置								

- 備考 1 配置図に記載する生産施設は、建築物のあるものは建築単位で、ないものは個々に記入して下さい。
 2 その他の主要施設には貯水池、井戸等の工業用水施設、電力施設、公害防止施設、倉庫、タンク等の貯蔵施設、駐車場等を含みます。配置図にはそれらの位置、形状を明示するとともに、それらの名称を付記して下さい。
 3 生産施設、緑地、緑地以外の環境施設は、下表に指定する淡い色彩でそれらの位置、形状を着色して明示するとともに、規則様式第1又は第2の別紙1及び2に記載した施設番号を付記して下さい。

施設名称	色彩
生産施設	青
緑地	緑
様式第1又は第2で区別することとされた緑地	網掛け
緑地以外の環境施設	黄

- 4 変更の届出の場合は、変更前と変更後の状態が比較対照できるように明示して下さい。
 5 図面には縮尺並びに方位を示す記号を記載して下さい。図面の縮尺は、原則として敷地面積が100ha未満の工場にあっては五百分の一ないし千分の一、100ha以上500ha未満の工場にあっては千分の一ないし二分の一、500ha以上の工場にあっては二分の一ないし三千分の一程度として下さい。
 6 環境施設のうち屋内運動施設又は教養文化施設がある場合は、当該施設の利用規程及びその周知方法を記載した書類を添付して下さい。

様式例第 1

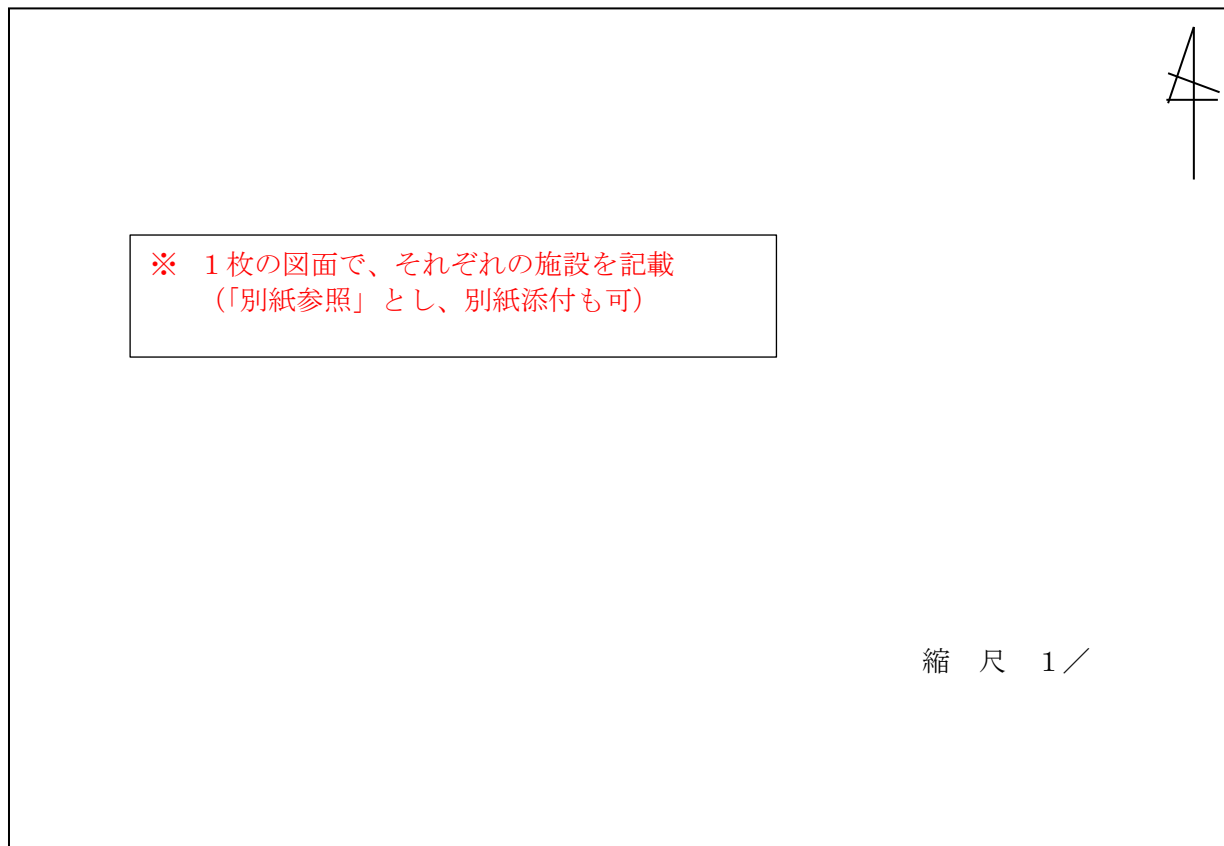
事 業 概 要 説 明 書

1	生 産 開 始 の 日						年	月	日
2	主要製品別生産能力及び生産数量								
	製 品 名		生 産 能 力			生 産 数 量			
			<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; color: red;"> ・単位は、通常用いる 単位で記入（トン/日 等） </div>						
3	水源別工業用水使用量						計		(単位：トン/日)
	上水道	工業用水道	河川表流水	井戸水	その他	回収水	海 水		
4	電 力 の 使 用 量						計		(単位：KWH/日)
	買電による電力使用量				自家発電による電力使用量				
5	従 業 員 数						計		(単位：人)
	職 員	男 女	工 員	男 女	計	男 女			

- 備考 1 生産能力及び生産数量は、各々の業種に応じ通常用いる単位で記載して下さい。（例 トン/日、m³/月/等）
 2 事業概要説明書の用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 を用いて下さい。

様式例第 2

生産施設、緑地、緑地以外の環境施設、その他の主要施設の配置図



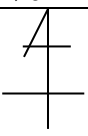
- 備考
- 1 配置図に記載する生産施設は、建築物のあるものは建築単位で、ないものは個々に記入して下さい。
 - 2 その他の主要施設には貯水池、井戸等の工業用水施設、電力施設、公害防止施設、倉庫、タンク等の貯蔵施設、駐車場等を含みます。配置図にはそれらの位置、形状を明示するとともに、それらの名称を付記して下さい。
 - 3 生産施設、緑地、緑地以外の環境施設は、下表に指定する淡い色彩でそれらの位置、形状を着色して明示するとともに、規則様式第 1 又は第 2 の別紙 1 及び 2 に記載した施設番号を付記して下さい。

施 設 の 名 称	色 彩
生 産 施 設	青
緑 地	緑
様式第 1 又は第 2 で区別することとされた緑地	網掛け
緑地以外の環境施設	黄

- 4 変更の届出の場合は、変更前と変更後の状態が比較対照できるように明示して下さい。
- 5 図面には縮尺並びに方位を示す記号を記載して下さい。図面の縮尺は、原則として敷地面積が 100ha 未満の工場にあっては五百分の一ないし千分の一、100ha 以上 500ha 未満の工場にあっては千分の一ないし二千分の一、500ha 以上の工場にあっては二千分の一ないし三千分の一程度として下さい。
- 6 環境施設のうち屋内運動施設又は教養文化施設がある場合は、当該施設の利用規程及びその周知方法を記載した書類を添付して下さい。

様式例第3

特定工場用地利用状況説明書

特定工場敷地面積	m ²	うち自己所有地	m ²
都市計画法上の区域区分 (*右記の該当項目を○で囲んでください。)	①工業専用地域 ②工業地域 ③準工業地域 ④住居系地域 ⑤商業系地域 ⑥市街化調整区域 ⑦未線引都市計画区域 ⑧都市計画区域外 ⑨都市計画なし		
特定工場用地利用状況説明図			特定工場の用に供する土地の説明
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 0 auto;"> <p>※ 市販の5万分の1地図等を利用しても良い。</p> </div>			
縮尺 1 /			

- 備考1 自己所有地には、現在所有している土地及び将来自己の所有地となることが確実である土地を含みます。
- 2 都市計画法上の用途地域を記入して下さい。
 - 3 特定工場の用に供する土地の説明の欄には、当該土地が埋立地、埋立予定地、空地、農用地、工業団地等の別を記入して下さい。
 - 4 特定工場用地利用状況説明図には、当該特定工場の周辺2km程度の範囲内で海面、河川、湖沼、埋立地、山林、農用地、学校・病院・公園等の用地、住宅地、工業用地等の土地の利用状況を明示して下さい。

特定工場の新設等のための工事の日程

年 月 工事の種類		工 事 の 日 程												
		3年 4月	年 5月	年 6月	年 7月	年 8月	年 9月	年 10月	年 月	年 月				
造成（埋立）工事 造成工事		4/20	5/25											
生産施設の設置工事														
施設の種類	施設番号													
第1工場	セー1		5/25			8/20		9/15	稼働					
第2工場	セー2		5/25			8/20		9/15	稼働					
環境施設・緑地の設置工事														
施設の種類	施設番号													
工場敷地東側周辺部	リー1	4/25				7/15								
屋上緑化施設	リー2						8/10	9/10						
テニスコート	カー1			6/15			8/25							
その他の主要施設の設置工事														

- 備考 1 工事の日程の欄には、工事の種類ごとに工事の期間を矢印で記載するとともに当該工事の開始と終了の日を付記して下さい。なお、生産施設については、当該生産施設の運転の開始の日も工事の日程の欄にあわせて明記して下さい。また、生産施設の設置工事、環境施設・緑地の設置工事において既存施設の廃棄工事が行われる場合は、当該廃棄工事の日程も記載して下さい。
- 2 施設の種類、施設番号の欄は規則による届出書の別紙1～3に記載した生産施設、緑地、緑地以外の環境施設の名称、番号を記載して下さい。
- 3 事務所、倉庫等その他の主要施設の設置工事の日程の欄には、当該工事の開始日（生産施設の設置工事、環境施設・緑地の設置工事のいずれよりも早い場合）にのみ当該施設の種類を工事の種類欄に明記して下さい。
- 4 変更の届出の場合は、変更に係る施設について記載して下さい。

4 計算は小数点第5位を四捨五入すること。